告　　示

○厚生労働省告示第三百七十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、牛の食用部分に残留するイミドカルブの量の限度、牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓及び牛の食用部分に残留するセフキノムの量の限度、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、その他の果実及びその他のスパイスに残留するトリルフルアニドの量の限度、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、さといも類、かんしょ、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、トマト、なす、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、びわ、もも、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、キウィー、なつめやし、その他の果実及びその他のスパイスに残留するブタミホスの量の限度、みかん、マルメロ、ネクタリン、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー及びパッションフルーツに残留するフルアクリピリムの量の限度並びに米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、かぼちゃ、しろうり、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、その他のかんきつ類果実、マルメロ、びわ、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ及びその他のスパイスに残留するミルベメクチンの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十二年十月二十日

厚生労働大臣　細川　律夫

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の⑴の表のアミスルブロムの項を次のように改める。

アミスルブロム	
大豆	0.3ppm
小豆類	0.2ppm
ばれいしょ	0.05ppm
てんさい	1 ppm
だいこん類の根	0.3ppm
だいこん類の葉	25ppm
10ppm	
3 ppm	
20ppm	
15ppm	
20ppm	
20ppm	
2 ppm	
20ppm	
10ppm	
2 ppm	
3 ppm	
1 ppm	
0.7ppm	
0.05ppm	
30ppm	
10ppm	
0.1ppm	
2 ppm	
2 ppm	
2 ppm	
2 ppm	
2 ppm	
0.05ppm	
5 ppm	
15ppm	
20ppm	

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の⑴の表のイプロジオンの項の次に次のように加える。

イプロベンホス	
米	0.2ppm
魚介類	0.3ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の⑴の表のイミダクロプリドの項の次に次のように加える。

イミドカルブ	
牛の筋肉	0.3ppm
牛の脂肪	0.05ppm
牛の肝臓	1.5ppm
牛の腎臓	2 ppm
牛の食用部分	2 ppm
乳	0.05ppm